

しながわの区税だより 第66号

令和6年10月1日 品川区税務課 発行 TEL 03-3777-1111(代表) 広町2-1-36

住民税・森林環境税第3期納期限は10月31日です

いろいろな方法で納めていただけます！

インターネットバンキング・ATM・スマホ決済アプリ・クレジットカード等でも納付ができます！

インターネットバンキング ATM

自宅などから金融機関のインターネットバンキングを使用し、納付ができます。

ペイジーマークの表示のあるATMで納付ができます。



スマホ決済アプリ

スマートフォンからスマホ決済アプリを利用して納付ができます。



クレジットカード

クレジットカード（モバイルレジックレジット・ネットdeモバイルレジ）で納付ができます。
※別途決済手数料がかかります。

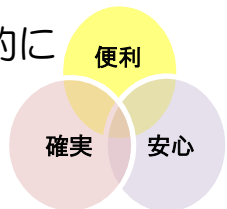
ネットdeモバイル
レジはこちら



住民税・森林環境税（普通徴収）の納付は『口座振替・自動払込』

お申し込みいただくと、ご指定の金融機関の口座から自動的に引き落としとなります。

納め忘れがなく、大変便利です。ぜひご利用ください。



☆口座振替の手続きは、品川区ホームページから申し込みができます。

いつでも(24時間受付)

スマホ・パソコンで

即日登録完了

お申し込み
は

品川区 Web 口座振替

検索



※ 詳しくは、品川区ホームページをご覧ください。

10月31日は普通徴収 第3期の納期限です



退職や病気など、様々な事情で納期限内の納付が難しい場合はそのままにせず、納税相談担当にお問い合わせください。

個人の方・・・税務課納税相談担当 TEL 03-5742-6671～3

事業所の方・・・税務課特別整理担当 TEL 03-5742-6670

税を考える週間

毎年 11月11日から11月17日は「税を考える週間」です

国税庁では「これからの社会に向かって」を今年のテーマとして、皆様に日常生活と税の関わりを理解していただくことにより、納税意識の向上を図ることとしています。

品川区でも、法人会・納税貯蓄組合連合会と協力して催しを行ないますので、ぜひお立ち寄りください。

区税ギャラリー

税の制度や仕組みのパネル展示、
中学生の「税についての作文」を掲示します。
11月8日(金)～17日(日)
区役所本庁舎と防災センターをつなぐ
3階連絡通路にて

チャリティー講演会

11月14日(木)
スクエア荏原ひらつかホール
〔主催:荏原法人会
TEL 03-3783-9900〕



区民セミナー

落語で学ぶ 相続・終活

- 11月14日(木)14時～16時
荏原文化センター 第一講習室
(主催:荏原青色申告会 TEL 03-3783-3494)
- 11月18日(月)14時～16時
きゅりあん大会議室
(主催:品川青色申告会 TEL 03-3474-7564)

都・区納税キャンペーン

税について理解を深めて頂くための
PR活動を行います。

11月11日(月)～17日(日) 区内各所
(主催:品川・荏原納税貯蓄組合連合会 予定)



よくある質問 Q & A

Q 1. すでに品川区から転出しているが、品川区に住民税・森林環境税を納める必要があるのか？

A. 令和6年1月1日に住民登録があった区市町村が、令和6年度の住民税・森林環境税を賦課徴収します。そのため、令和6年1月2日以降に転出され、すでに品川区外で生活されていたとしても、令和6年度の住民税・森林環境税は品川区に納めていただきます。

Q 2. 亡くなった親族の住民税・森林環境税に関する通知が届いたが、納める必要はあるか？

A. 令和6年1月2日以降にご逝去された場合は、令和6年度の住民税・森林環境税が発生し相続人となった方に納税義務が継承されます。放棄される場合などのお手続きの詳細については、区ホームページ『納税義務者が亡くなられた場合の手続き』をご参照ください。

Q 3. 確定申告に修正事項があり、住民税・森林環境税額も変更予定だが、納める必要があるのか？

A. 申告内容の修正により税額が変わる可能性があっても、通知した税額を期日までに納付していただきます。なお、納付後に生じた税額変更により過払いとなった分については還付となります。

Q 4. 住民税・森林環境税は会社から天引きされているのに通知が届いた。二重払いなのでは？

A. 会社の給与から天引きされる税額と納付書の税額の合計額が1年間の住民税・森林環境税の総額となります。二重払いではありません。